

# 神奈川RB 第4回総会 資料



開催日時:2002年2月3日(日) 10時~12時  
会場:えびな市民活動サポートセンター 第3会議室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

# 神奈川RB第4回総会資料 目次

## 内容

1. 神奈川RB第3回総会次第・神奈川RB宣言
2. 代表挨拶
3. 2001年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事)
4. 2001年度神奈川RB決算に関する件(総会議事)
5. 2002年度神奈川RB役員選出に関する件(総会議事)
6. 2002年度神奈川RB活動計画に関する件(総会議事)
7. 2002年度神奈川RB予算案に関する件(総会議事)
8. JRBとは?
9. JRB震災時支援協定
10. 関連資料
11. 神奈川RB組織図
12. 神奈川RB会議構成図
13. 神奈川RB会員分布図
14. 神奈川 RB 規約
15. 神奈川RB運営マニュアル
16. 神奈川RB連絡先



# 神奈川RB第4回総会次第

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 1. 開会         | 内                       |
| 2. 2001年度代表挨拶 | 各官機川本部・都内各支所に於ける2001年総会 |
| 3. 総会議事       | 討論議題                    |
|               | 2001年度神奈川RB活動報告に関する件    |
|               | 2001年度神奈川RB決算に関する件      |
|               | 2002年度神奈川RB役員選出に関する件    |
|               | 2002年度神奈川RB活動計画に関する件    |
|               | 2002年度神奈川RB予算案に関する件     |
| 4. 2002年度代表挨拶 | 開会挨拶                    |
| 5. 役員・リーダー紹介  | 主催者挨拶                   |
| 6. お知らせ       | 開会挨拶                    |
| 7. 閉会         | 閉会挨拶                    |

## 神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時において、オートバイの機動性を活かして、被災地のために救援活動とその支援を行います。
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし、活動上発生した傷害は、加害、被害を問わず自己責任とします。
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します。
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

## 代表挨拶

神奈川RBが発足し、3年が経過しました。震災時活動に限らずボランティアという活動に対し素人だった我々は、常に暗中模索の日々でした。しかし3年以上継続しているということは、我々をとても勇気付ける様に思えます。ひとつの実績とも考えられます。

さて、前年の2001年を振り返ると、神奈川RBは創生期から安定期に入ったと総括できるかと思います。設立当初から突っ走ってきた我々は、神奈川RBという組織の安定、メンバー間の信頼関係の構築をひとまず実現することができた様に思えます。このことは、「バイクで社会に役に立ちたい」という思いだけで、面識も無い、意識も志も異なる人物の集まりであったことを考えると、メンバーの多大な努力が実った、貴重な環境です。

また昨年度は、神奈川県内の防災拠点を調査する等の震災時活動の検討を開始し、所定の成果を得られました。その他の活動を含め少しづつではありますが、実働できる能力が向上していると思います。

一方反省点としては、新たな次の段階に足を踏み出すことが少なかった様に思えます。何故でしょうか。

個人的に振り返っても色々な理由があったと思いますが、神奈川RBとして「次に何をすればよいかわからない」からではなかったかと思えます。もちろん、我々が集まっている理由は規約に示す通り、オートバイを活用した震災時ボランティアという目的があるためですが、その目的達成の具体化が不明確でした。

これまで活動の具体化を考えていった場合、震災時という想像さえも容易でない特殊な活動範囲、メンバーそれぞれの活動できる範囲や考え方の違い、等々の要因により、話をまとめることが困難でした。しかし、良い意味で「わかりあえる関係」になった現在、次の段階を考え、実際に活動を始めることは可能だと思います。

2002年の活動方針にもなりますが、今年は、自分たちの動ける範囲とはどの程度なのか、その範囲で何ができる何ができないのか、を把握することから、具体的な活動の一歩としたいと思います。

この一歩を踏み出することで、メンバー各自が、自分の生活に支障が無い範囲で自分に何ができるのかを理解し、そしてできることを日々意識し、またやれる範囲で実践していくことで、神奈川RBを通じて社会に貢献しているという実感を持つことにつながれば、とても素晴らしいと思います。

2002年度 神奈川RB代表  
井上 哲也

# 2001年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事)

2001年前半		
1月	・神奈川RB2000 年度総会(1/21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センター発行誌『たしかな目』に神奈川RB掲載</li> <li>・防災ギャザリング2001神奈川『キャンドルサービス』(1/13)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(1/16)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(1/18)</li> <li>・第2回災害救援ボランティア支援センター立ち上げ訓練(1/19)</li> <li>・『大和災害体験フェア』(1/20/21)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営ミーティング(2/4)</li> <li>・JRB常任理事会(2/4)</li> <li>・関東ブロックRB会合(2/2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅島どるふいんの粉ミルクなど支援物資搬送協力(上旬)</li> <li>・横浜市都筑区東山田連合町内会に結成されたバイクによる被災時活動ボランティア『東山田IST(情報サポートチーム)』に表敬訪問。(2/3)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(2/18)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(2/20)</li> <li>・走ろう会ツーリング(2/25)</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例ミーティング(3/4)</li> <li>・JRB緊急常任理事会(3/25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川RB銀行口座開設(3/10)</li> <li>・神奈川RB『新世紀会』(3/17)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(3/18)</li> <li>・三宅島どるふいん『ありがとうの会』(3/20)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会 拡大版(3/20)</li> <li>・無線運用練習会(3/23)</li> </ul>
4月	・会報発送作業(4/1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二輪車安全運転技能講習会(4/14)</li> <li>・メンテナンス講習会スペシャル(4/15)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(4/17)</li> <li>・府中警察署主催 二輪車安全運転技能講習会(4/30)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営ミーティング(5/6)</li> <li>・千葉RB年次総会(5/27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二輪車安全運転技能講習会(5/12)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(5/15)</li> <li>・八ヶ岳ツーリング(東京RB合同)(5/19・20)</li> <li>・神奈川災害ボランティアネットワーク2001年度総会(5/22)</li> <li>・神奈川県二輪車安全運転大会(5/26)</li> </ul>
6月	・定例ミーティング(6/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目黒警察署主催 二輪車安全運転技能講習会(6/2)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(6/9)</li> <li>・グッドライダーズミーティング(6/16)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(6/19)</li> <li>・近隣RB合同キャンプ(6/23・24)</li> </ul>

# 2001年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事、続)

2001年後半		
7月	・避難所ツアーシミュレーション準備・計画ミーティング (7/20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JRB合同訓練(7/6~8)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(7/14)</li> <li>・東山田IST(情報サポートチーム)訓練参加(7/15)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(7/17)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会 拡大版(7/20)</li> <li>・千葉RB合同・小岩警察署二輪車安全運転技能講習会(7/21)</li> <li>・第34回二輪車安全運転全国大会(7/28・29)</li> </ul>
8月	・運営ミーティング(8/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎災害ボランティアネットワーク防災宿泊訓練(8/11・12)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(8/21)</li> </ul>
9月	・定例ミーティング(9/2) ・神奈川防災フェア2001 準備ミーティング(9/30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第22回7都県市総合防災訓練 千葉RB合同・千葉県会場(9/1)</li> <li>・「三宅島と多摩を結ぶ会」の依頼でベビーカー搬送(9/7)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(9/8)</li> <li>・防災拠点確認ツアー(東部地区=川崎市内)(9/15)</li> <li>・走ろう会ツーリング:八ヶ岳 おにがわら(9/15・16)</li> <li>・グッドライダーズミーティング(9/22)</li> <li>・武藏野警察署二輪車安全運転技能講習会(9/23)</li> <li>・災害救援ボランティア支援センターサポートチーム研修会 ～災害時のサポートセンターを考える～(9/23)</li> </ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第33回全国白バイ安全運転協議大会 応援(10/6・7)</li> <li>・二輪車安全運転技能講習会(10/13)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(10/16)</li> <li>・千葉RB合同 小岩警察署二輪車安全運転技能講習会(10/20)</li> <li>・沼津RB主催 近隣RB合同キャンプ(10/20・21)</li> <li>・神奈川防災フェア2001 活動紹介展示・広報ブース参加(10/27・28)</li> </ul>
11月	・運営ミーティング(11/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンス講習会&amp;防災拠点確認ツアー (西部地区=小田原方面)(11/18)</li> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(11/20)</li> </ul>
12月	・定例ミーティング(12/2) ・JRB常任理事会(12/16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの為の救護法研修会(12/18)</li> <li>・関東ブロックRB忘年会(12/22)</li> <li>・走ろう会ツーリング『厄除けツーリング』(12/23)</li> <li>・忘年会:町田『万葉の湯』(12/23)</li> </ul>

# 2001年度神奈川RB決算に関する件(総会議事)

自、2001年1月1日 至、2001年12月31日

## 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越し金	57751	
会費	129390	会員45名中途入会・賛助会員費含む
寄付	34500	中嶋さん・加藤さん
備品売上	34400	RBロゴ入り(Tシャツ・ブルゾン・ウインドブレーカー)
雑収入	9000	たしかな目原稿料
備品貸与	1000	ゼッケン貸与費
郵便通帳利息	63	
合計	266,104	

## 2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	2400	ホームページプロバイダー契約料等
会議費	4676	総会資料作成費用、名刺作成費用等
交通費	18300	理事会出席交通費
通信費	10086	振込手数料・会報郵送料・総会案内ハガキ等
会場費	12120	エビサホ・県サホロッカ一代
諸会費	8000	神奈川防災ボランネット年会費、どるふいん花代
次期繰越金	210522	
合計	266,104	

上記2001年度神奈川RB決算報告書を監査の上、問題がないことを確認した。

神奈川RB会計監査

梶工ミ子

神奈川RB会計監査

大倉 央

# 2002年度神奈川RB役員選出に関する件(総会議事)

以下の者を2002年度神奈川RB役員として推薦致します。吉田洋介(2002年1月16日提出)内閣官房内閣

役員名	候補者名	候補者名	候補者名
代表	井上 哲也	神林 邦彦	太田 隆行
副代表	山本 泰彦	矢代 幸雄	手塚 則生
事務局長	梶 エミ子	山田 泰	
会計監査			

# 2002年度神奈川RB活動計画に関する件(総会議事)

(確定した内容は別途3ヶ月予定およびMLで告知いたします。)

2002年		
月	ミーティング等	イベント等
1月	・1/12(土)総会準備ミーティング	・1/15(火)ボランティアの為の救護法研修会 (かながわ県民活動サポートセンター) ・1/19(土)・20(日)大和災害ボランティアネットワーク主催 『大和災害体験フェア』:大和市 北大和小学校 (災害シミュレーション、宿泊訓練参加・朝食パン搬送協力)
2月	・2/3(日)神奈川RB2001年度総会 (えびな市民活動サポートセンター) (7都県市防災訓練、県確認)	・2/19(火)ボランティアの為の救護法研修会 (かながわ県民活動サポートセンター) ・二輪車安全運転技能講習会 (府中運転免許試験場&砧・交通安全指導センター) ・ツーリング
3月	・3/3(日)定例ミーティング (かながわ県民活動サポートセンター)	・3/19(火)ボランティアの為の救護法研修会 ・二輪車安全運転技能講習会 ツーリング ・防災拠点確認ツアー
4月	(7都県市防災訓練、県打ち合わせ)	・ボランティア保険契約案内 ・4/16(火)ボランティアの為の救護法研修会 ・二輪車安全運転技能講習会 ・横浜市消防局 上級救急救命新規・更新受講 ・4/28 オフロード・トレーニング
5月	・5/6(日)運営ミーティング (えびな市民活動サポートセンター)	・5/14(火)ボランティアの為の救護法研修会 ・二輪車安全運転技能講習会 ・ツーリング ・防災拠点確認ツアー ・神奈川災害ボランティアネットワーク 2002年度総会(役員)
6月	・6/2(日)定例ミーティング (かながわ県民活動サポートセンター)	・6/18(火)ボランティアの為の救護法研修会 ・二輪車安全運転技能講習会 ・横浜市消防局 上級救急救命新規・更新受講 ・近隣RB合同キャンプ:箱根 県立芦ノ湖キャンプ村 ・ツーリング

# 2002年度神奈川RB活動計画に関する件(総会議事)

(確定した内容は別途3ヶ月予定およびMLで告知いたします。)

2002年		
月	ミーティング等	イベント等
7月	(7都県市防災訓練、県打ち合わせ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・7/上旬 JRB富士山麓(旧、自衛隊合同)災害訓練</li><li>・7/16(火)ボランティアの為の救護法研修会</li><li>・二輪車安全運転技能講習会</li><li>・ツーリング</li><li>・防災拠点確認ツアー</li></ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・8/4(日)運営ミーティング (えびな市民活動サポートセンター)</li><li>・8/31(土)7都県市防災訓練打合わせ (参加予定者)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・川崎災害ボランティアネットワーク防災宿泊訓練(多摩川)</li><li>・8/20(火)ボランティアの為の救護法研修会</li><li>・二輪車安全運転技能講習会</li><li>・横浜市消防局 上級救急救命新規・更新受講</li><li>・ツーリング</li></ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・9/1(日)7都県市防災訓練参加 (仮)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・9/18(火)ボランティアの為の救護法研修会</li><li>・二輪車安全運転技能講習会</li><li>・ツーリング</li><li>・防災拠点確認ツアー</li></ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"><li>・全国白バイ安全運転協議大会応援見学:安全運転中央研修所</li><li>・10/16(火)ボランティアの為の救護法研修会</li><li>・二輪車安全運転技能講習会</li><li>・横浜市消防局 上級救急救命新規・更新受講</li><li>・神奈川防災フェア(2日間)</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・11/4(日)運営ミーティング (えびな市民活動サポートセンター)</li><li>・2002年度総会準備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・11/19(火)ボランティアの為の救護法研修会</li><li>・二輪車安全運転技能講習会</li><li>・ツーリング</li><li>・防災拠点確認ツアー</li></ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・12/1(日)定例ミーティング (かながわ県民活動サポートセンター)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・12/17(火)ボランティアの為の救護法研修会</li><li>・二輪車安全運転技能講習会</li><li>・ツーリング</li><li>・納会</li></ul>

## 2002年度神奈川RB予算に関する件(総会議事)

自、2002年1月1日 至、2002年12月31日

### 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越し金	210522	
会費	90000	会員30名
	0	
	0	
	0	
	0	
合計	300,522	

### 2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	2400	ホームページプロバイダー契約料等
会議費	50000	総会資料作成費用、名刺作成費用等
交通費	70000	理事会出席交通費
通信費	50000	振込手数料・会報郵送料・総会案内ハガキ等
会場費	12120	ビザボ・県サボロッカ一代
諸会費	3000	神奈川防災ボラネット年会費
予備費	113002	
合計	300,522	

# JRBとは？－RBへの参加・設立経緯－

## ■RBは、どなたでも参加できます

レスキューサポート・バイクネットワーク…略称「RB」は、「オートバイの機動力」と、それを支援するネットワークにより、震災時の情報活動や救援活動の支援を行い、バイクを通して地域社会に貢献することを目的に設立されたボランティア組織です。「何か役に立つことをしてみたい…」と、お考え方の方ならバイクの有無を問わずにどなたでも参加できます。

## ■設立経緯

### 1. バイクのまち浜松で誕生

地震災害は、広域的・多発的・複合的な被害が同時に発生します。道路は寸断され大渋滞となり、ライフラインもストップ、電話も不通となります。情報が途絶えた中での救援活動は困難を極めますが、そんな時、威力を発揮するのが渋滞や悪路に強いオフロードバイクです。東海地震に備え、「スポーツとして楽しんでいるバイクを災害時の救援活動に役立てたい」という有志が集まり、1994年11月、バイクのまち浜松に浜松RBが誕生しました。

### 2. 阪神・淡路大震災発生

浜松RBが誕生してから2ヶ月後の1995年1月17日に、あの阪神・淡路大震災が発生しました。高速道路は崩壊し、幹線道路は渋滞で麻痺状態、生活道路も倒れた電柱や飛散した瓦礫でほとんどが通行不能となりました。被災地では大渋滞の中をオートバイが活躍したことから、震災時の救援活動にはなくてはならない存在となりました。その後、RBの活動は急速に中部・関東・北陸・近畿・九州地方へと広がり、更に全国へと広がるようになりました。

### 3. インターネットの参加

阪神大震災では、インターネットも大活躍しました。インターネットの利用者は現在も猛烈な勢いで増え続けており、そのネットワークは全国の市町村の隅々にまで広がっています。そこで、JRBの設立に先駆けて1996年8月、インターネットにホームページを開設、JRBのPRと、インターネット隊員の募集を開始しました。（<http://www.imilink.com/jrb/>）

### 4. JRBの誕生

地震はどこで起きるかわかりません。そこで、日本のどこで地震が起きても地元のRBで迅速な対応ができるように全国的な組織づくりをめざすことになりました。そして1997年2月9日、「浜松RB」「調布RB」「石川RB」「奈良RB」「清水RB」「大分RB」が発起人となって、RB発祥の地、浜松においてJRB設立総会を開催、ジャパン・レスキューサポート・バイクネットワークが正式に誕生しました。

### 5. 全国ネットワークへ

現在、全国には1500万台のオートバイが登録されています。そこでJRBでは、その1%を目標に、全国的なネットワークづくりを進めています。もし、それが実現すれば、日本のどこで地震災害が発生しても迅速な救援活動が可能となります。その時、オートバイはスポーツやレジャー、実用のほかに「社会への貢献」という全く新しい機能とステータスをもつことになります。

# JRBとは？(続)－RBの役割・活動の基本－

## ■RBの役割

### 1. 情報の収集と伝達

RBは、オートバイの機動力と、それを支援するネットワークにより、被災地の情報(火災・救急救命・交通・ライフル・避難地等)を迅速・的確に収集し、地域の自主防災組織や、行政・消防・警察・医療・報道等の関係機関に伝達するとともに、これらの関係機関と連携して救援活動の支援を行います。

### 2. 緊急物資の運搬

被災地では、道路は寸断され、使える道路も大渋滞となるため、オートバイによる医薬品や輸血用血液などの緊急を要する物資の運搬を行います。

## ■活動の基本

### 1. 安全を最優先

RBは、隊員の自発的なボランティア活動が基本となります。震災時の活動には二次災害の危険性が伴いますので安全を最優先とします。消火活動や負傷者の救出は原則として、消防署や自主防災組織にゆだねることになります。

### 2. 活動の拠点

RBは、「自分達の地域は地域で守ること」を基本とした組織です。従って、隊員は地元のRBで活動することになります。ただし、地元にRB組織がない場合には、地元にRBが設立されるまでは、同一ブロック内の最寄りのRBに所属して活動を行うことになります。

### 3. 活動の期間

RBの活動内容は、時間の経過とともに変化します。発震直後の消火・救急活動の支援から、救助待ち被災者の発見、避難生活の支援へと重点が移ります。そして、2週間を過ぎるころには道路も復旧し始めます。そこで、RBの活動は最初の2週間をめどとし、それ以降は一般的なボランティア活動へと移行していくことになります。

### 4. 自己完結型の活動

被災地では飲料水から、食糧・薬品・日用品まですべてが物不足になります。ライフルも止まり、トイレにも、ごみの捨て場にも困る状態が続きます。被災地に負担をかけないで継続的なRB活動を維持するため、物資の調達から発生物の処理まで自己完結型の活動が基本となります。

### 5. 災害時の優先順位

被災地の状況は日時の経過とともに刻々と変化します。そこで、RBの活動は被害の状況や隊員の数から、その時点における最善の策を選択することになります。その際の優先順位は以下の通りですが、最終的には現場の状況で判断することになります。

- ・火災の発見・通報及び後方支援(消防署との連携)
- ・被災情報の収集(市内全体の物的・人的被害、道路・交通状況の把握)
- ・避難地情報の収集(市内全域の被災者・負傷者の状況)
- ・関係機関への情報伝達(災害対策本部・地元放送局等)
- ・自主防災隊との連携による救援活動
- ・緊急物資の運搬(医薬品等)

### 6. 報告は文書で

情報が途絶えた中では流言飛語が飛び交うことから、信頼度の高い情報収集が最重要課題となります。RBでは、情報の信頼度を高めるため、以下の3点を基本に活動を行います。

- 報告は文書で行う(被災状況報告カード・伝言カードを使用)
- 被災状況は事実をもとに客観的に報告する。
- 報告は、簡単・明瞭・正確に。

## JRBとは？（続）－RBの組織・1－

## ■RBの組織

## 1. 組 織

RBの組織は「地区RB」「市町村RB」「都道府県RB」「ブロックRB」「ジャパンRB」で構成されており、それぞれ以下のような組織となっています。

### (1) 地区RB

地区RBは、市町村RBの支部組織で自主防災組織の地区を単位とした組織です。地区RBは、地区内の隊員で構成し、隊員が少ない場合には、隣接する複数の地区で一つの地区RBを編成します。

## (2) 市町村RB

市町村RBは、市町村を単位とした組織で、RB活動の基本となる組織です。隊員は、地元の市町村RBに所属しますが、地元にRBがない場合には近隣の市町村RBに所属することになります。市町村RBには事務局をおき、スタッフをおきます。

### (3) 都道府県RB

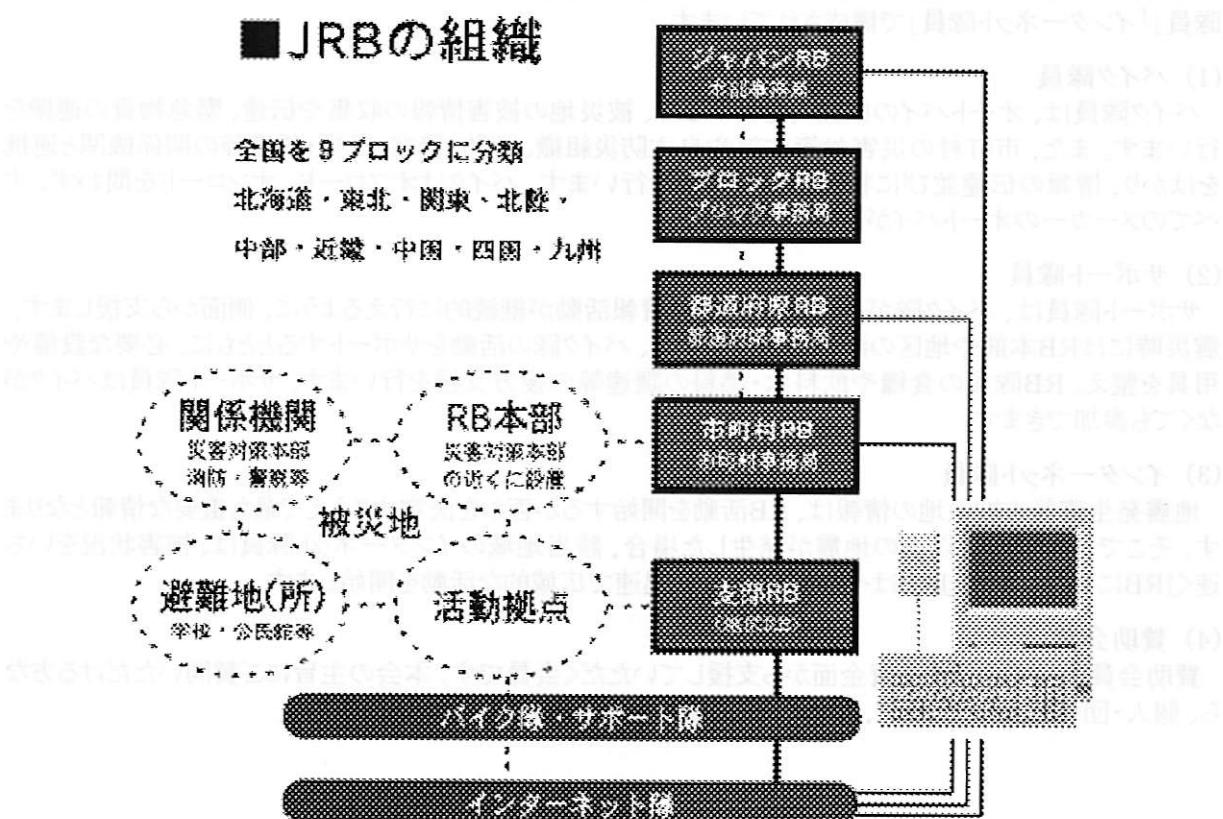
都道府県RBは、各都道府県下の市町村RBで組織し、事務局をおきます。なお、事務局が被災した場合に備えて予備の事務局をおきます。両事務局は、それぞれに独立して機能する組織とし、スタッフをおきます。両事務局は、50km以上離れた位置に設置するものとします。

#### (4) ブロック事務局

ブロックRBは、日本のどこで地震災害が発生しても、ブロック内のRBで迅速な対応ができるように、全国を9のブロック(北海道・東北・北陸・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)に分けて組織し、それぞれにブロック事務局をおきます。

## (5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の都道府県RBで組織し、浜松に本部事務局をおきます。なお、本部事務局が被災した場合に備えて東京に予備の事務局をおきます。両事務局には、それぞれにスタッフをおきます



# JRBとは？(続)－RBの組織・2－

## 2. 機能

### (1) 地区RB(支部RB)

被災地では、小学校や中学校・公園等が避難地となります。避難地にはその地区的住民や負傷者が避難してきますので、RB活動が最も必要な場所となります。地区RBは、地区的自主防災組織と連携して、被害情報の収集・伝達、及び救援活動の支援を行います。

### (2) 市町村RB

地震発生と同時に、被災地の市町村には災害対策本部が設置されます。そこで、被災地となった地域の隊員は、地元の市町村で活動することになります。災害対策本部をはじめ、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携しながら、市町村全体の被害情報の収集・伝達、並びに救援活動の支援を行います。

### (3) 都道府県RB

災害が発生した場合、都道府県RBはいち早く圏内の被害状況を把握し、各市町村RBと連携を図り迅速なRB活動を開始します。都道府県内のRBでは充分な活動ができない場合は、ブロックRBに支援を要請します。

### (4) ブロックRB

災害が発生した場合、ブロックRB事務局はいち早く被害の状況を把握し支援活動に備えます。被災地のRBから支援の要請があった場合には、ブロック内の各RBと連携を図り、迅速な支援活動を開始します。

### (5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の都道府県RBをインターネットで結び、震災時の支援活動に備えます。震災時には、被災地のインターネット隊員から送られてくる情報をもとに、災害の規模、地域等を把握します。それをもとに、関係都道府県RBとの連絡・調整を図り、広域的な支援体制を整えていきます。

## 3. 隊員・賛助会員

RBは、隊員と賛助会員で組織されています。さらに隊員は、「バイク隊員」とそれを支援する「サポート隊員」「インターネット隊員」で構成されています。

### (1) バイク隊員

バイク隊員は、オートバイの機動力を活かして、被災地の被害情報の収集や伝達、緊急物資の運搬を行います。また、市町村の災害対策本部や自主防災組織、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携をはかり、情報の伝達並びに救援活動の支援を行います。バイクはオフロード、オンロードを問わず、すべてのメーカーのオートバイが対象となります。

### (2) サポート隊員

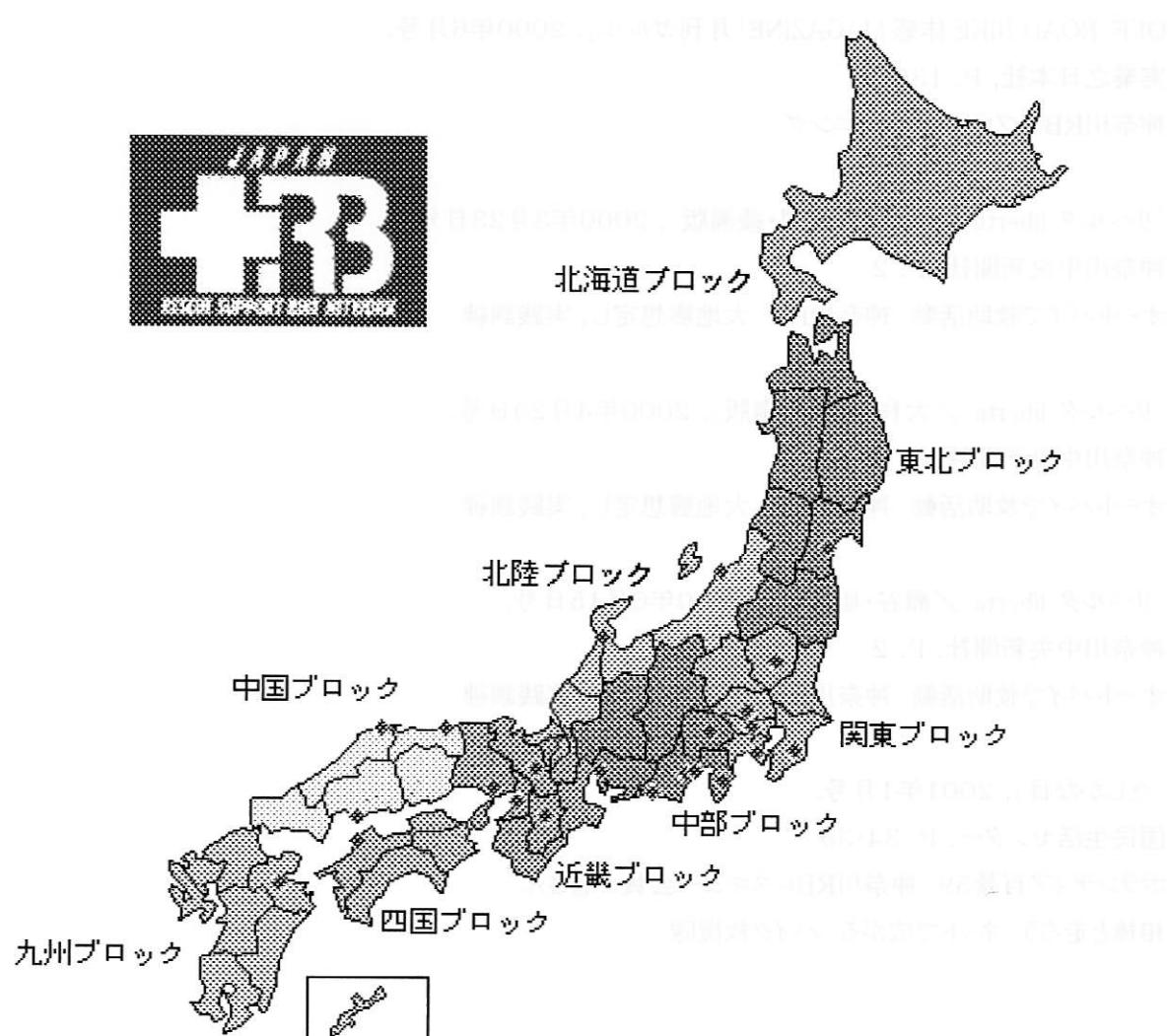
サポート隊員は、バイク隊が迅速かつ適確な情報活動が継続的に行えるように、側面から支援します。震災時にはRB本部や地区の活動拠点において、バイク隊の活動をサポートするとともに、必要な設備や用具を整え、RB隊員の食糧や飲料水・燃料の調達等の後方支援を行います。サポート隊員はバイクがなくても参加できます。

### (3) インターネット隊員

地震発生直後の被災地の情報は、RB活動を開始するか否かを決定するうえで最も重要な情報となります。そこで、震度6弱以上での地震が発生した場合、該当地域のインターネット隊員は、被害状況をいち早くJRBに発信します。JRBはその情報をもとに迅速で広域的な活動を開始します。

### (4) 賛助会員

賛助会員は、RBの活動を資金面から支援していただく会員です。本会の主旨にご賛同いただける方なら、個人・団体・企業を問わず、どなたでもご参加いただけます。



## 関連資料

OFF-ROAD BIKE 体感 MAGAZINE「月刊ガルル」, 2000年6月号,  
実業之日本社, P. 136  
神奈川RBオフロードトレーニング

「リベルタ liberta ／海老名・座間・綾瀬版」, 2000年3月23日号,  
神奈川中央新聞社, P. 2  
オートバイで救助活動 神奈川RB 大地震想定し、実践訓練

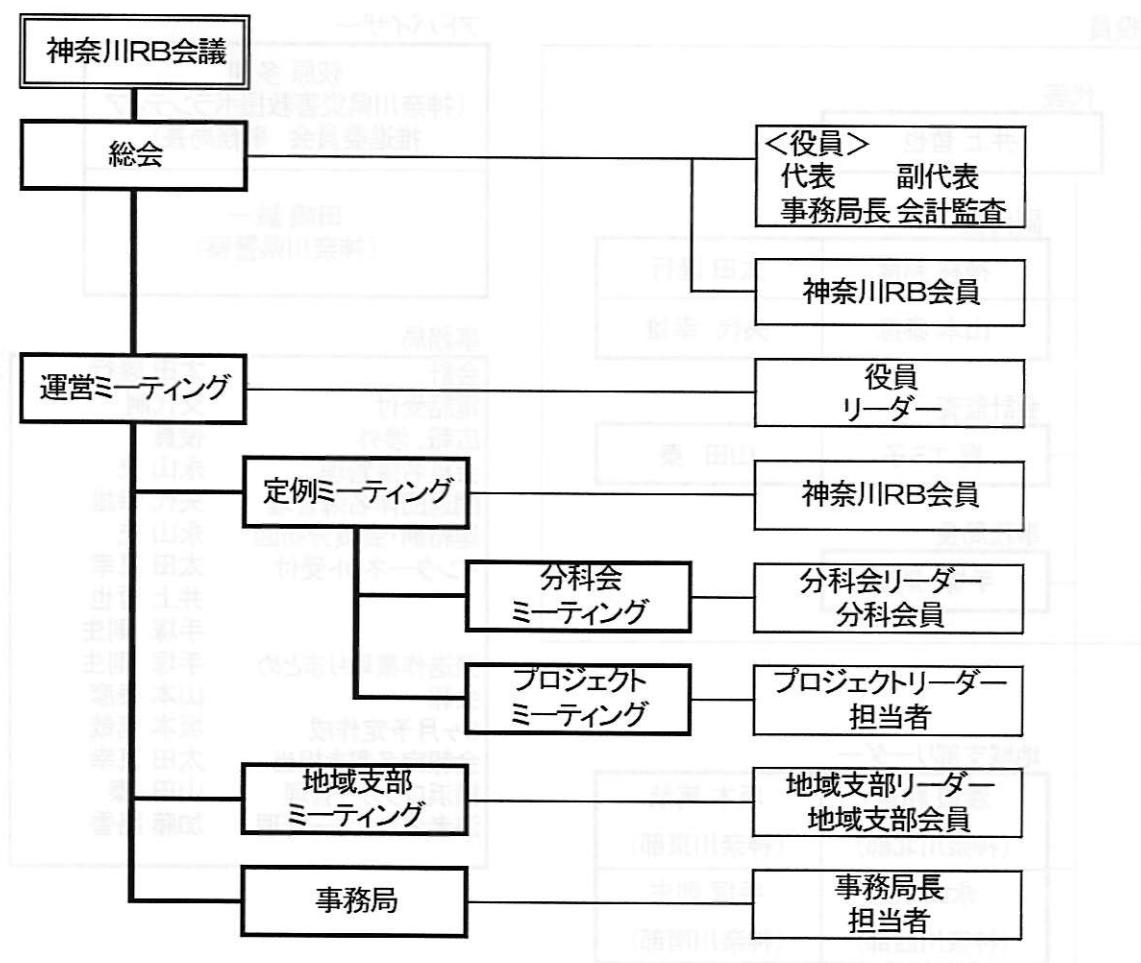
「リベルタ liberta ／大和・相模原南版」, 2000年4月20日号,  
神奈川中央新聞社, P. 4  
オートバイで救助活動 神奈川RB 大地震想定し、実践訓練

「リベルタ liberta ／瀬谷・旭区版」, 2000年6月15日号,  
神奈川中央新聞社, P. 2  
オートバイで救助活動 神奈川RB 大地震想定し、実践訓練

「たしかな目」, 2001年1月号,  
国民生活センター, P. 34・35  
ボランティア百景59 神奈川RBレスキュー会員の皆さん  
相棒と走ろう ネットで広がる バイク救援隊

# 神奈川RB会議構成図

組織図



# 神奈川IRB組織図

図面計画会員登録会員登録

## 役員

### 代表

井上 哲也

### 副代表

神林 邦彦

太田 隆行

山本 泰彦

矢代 幸雄

### 会計監査

梶エミ子

山田 泰

### 事務局長

手塚 則生

### 地域支部リーダー

渡辺 和也

(神奈川北部)

坂本 篤哉

(神奈川東部)

永山 充

(神奈川西部)

手塚 則生

(神奈川南部)

### 分科会リーダー

渡辺 和也

(バイク分科会)

坂本 篤哉

(情報通信分科会)

河内

(救急救命分科会)

山田 泰

(震災時活動研究分科会)

## アドバイザー

荻原 多聞

(神奈川県災害救援ボランティア  
推進委員会 事務局長)

田嶋 誠一

(神奈川県警察)

## 事務局

### 会計

太田 隆行

### 電話受付

交代制

### 広報、涉外

役員

### 会員名簿管理

永山 充

### 関連団体名簿管理

矢代 幸雄

### 連絡網・会員分布図

永山 充

### インターネット受付

太田 真幸

### 発送作業取りまとめ

井上 哲也

### 会報

手塚 則生

### 3ヶ月予定作成

手塚 則生

### 会報宛名書き担当

山本 泰彦

### 横浜ロッカ一管理

坂本 篤哉

### 海老名ロッカ一管理

太田 真幸

### 横浜ロッカ一管理

山田 泰

### 海老名ロッカ一管理

加藤 路香

神奈川IRB会員

50名

## 神奈川RB会員分布

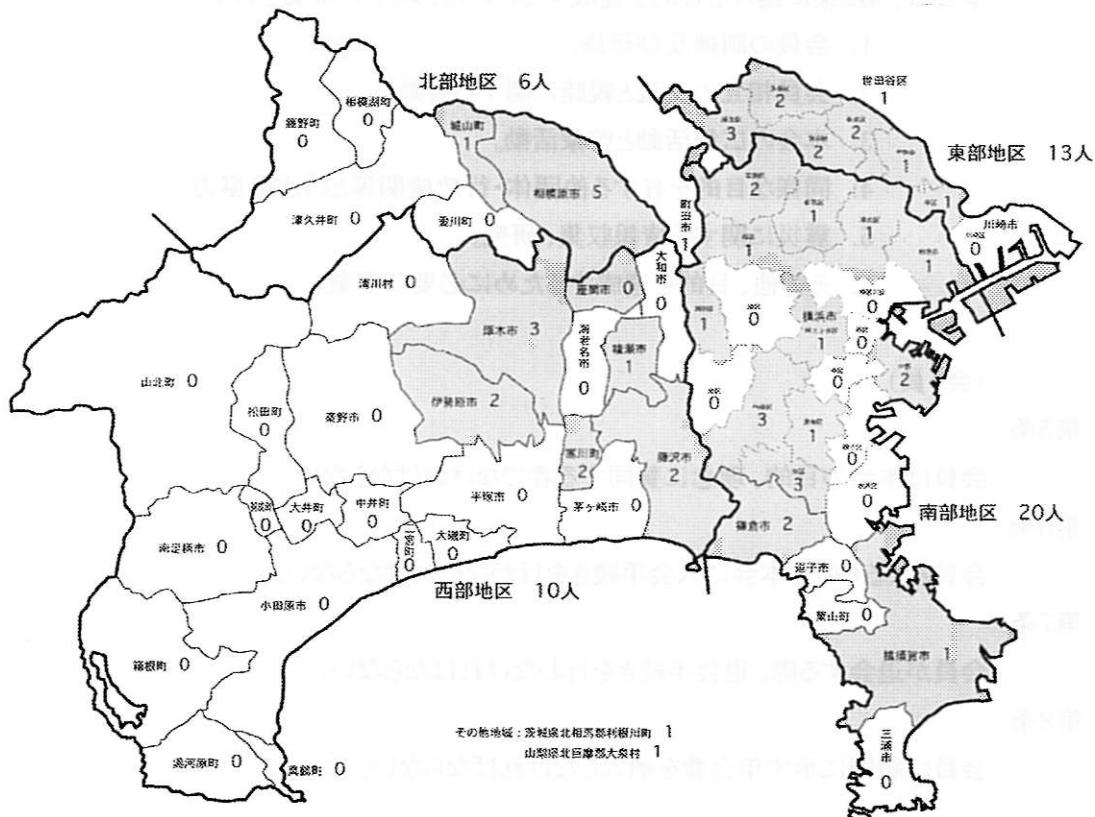
## 神奈川 RB 会員分布一覧

2002年01月26日現在

会員No.	名前	住所	地区
1	山田 泰	鎌倉市閑谷	南部
2	中島 信義	山梨県北巨摩郡大泉村西井出字石堂	-
3	井上 哲也	神奈川県鎌倉市上町屋	西部
4	梶 エミ子	神奈川県川崎市麻生区岡上	東部
5	太田 真幸	神奈川県横浜市青葉区飯島町	南部
6	加藤 路香	神奈川県厚木市長谷	西部
7	山本 泰彦	神奈川県川崎市多摩区宿河原	東部
8	松井 嘉夫	神奈川県高座郡寒川町小谷	西部
9	松井 奈保美	神奈川県高座郡寒川町小谷	西部
10	伊藤 浩章	神奈川県横浜市栄区鍛冶ヶ谷	南部
11	鈴木 功	神奈川県伊勢原市上柏谷	西部
12	加藤 英宗	神奈川県厚木市長谷	西部
13	永山 充	神奈川県伊勢原市石田	西部
14	坂本 篤哉	神奈川県川崎市高津区野川	東部
15	沖野 雅之	神奈川県横浜市都筑区川和町	南部
16	宇波 郁道	神奈川県相模原市並木	北部
17	宇田津 真二	神奈川県横浜市青葉区桜が丘	南部
18	笹井 健太郎	神奈川県横浜市港南区芹が谷	南部
19	佐藤 眞澄	神奈川県川崎市宮前区五所塚	東部
20	遠藤 彰	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷	南部
21	尾田 文夫	神奈川県相模原市上溝	北部
22	植田 竜	神奈川県横浜市中区本牧三之谷	南部
23	池田 喜由	神奈川県相模原市宮下本町	北部
24	古賀 陽一	神奈川県横浜市青葉区すき野	南部
25	河内 善徳	神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂	南部
26	菊田 誠	神奈川県横浜市緑区東本郷	南部

会員No.	名前	住所	地区
27	46 奥村 和征	神奈川県横浜市戸塚区平戸	南部
28	47 宮田 俊介	神奈川県相模原市田名	北部
29	50 板倉 廉隆	神奈川県藤沢市立石	西部
30	52 矢代 幸雄	神奈川県津久井郡城山町中沢	北部
31	53 手塚 則生	神奈川県横浜市港北区下田町	南部
32	54 田村 良平	神奈川県川崎市麻生区下麻生	東部
33	56 永田 雅人	東京都世田谷区用賀	東部
34	57 神林 邦彦	神奈川県横浜市戸塚区平戸	南部
35	58 大倉 央	神奈川県横浜市戸塚区前田町	南部
36	59 渡辺 和也	神奈川県相模原市御園	北部
37	60 村井 浩久	神奈川県川崎市宮前区野川	東部
38	61 舟田 裕	神奈川県川崎市高津区下作延	東部
39	63 西沢 広一郎	神奈川県綾瀬市深谷	西部
40	64 太田 隆行	神奈川県川崎市麻生区王禅寺	東部
41	65 中野 泰宏	神奈川県川崎市多摩区浜形	東部
42	67 杉野 紀行	神奈川県川崎市幸区塚越	東部
43	69 堀江 聰	神奈川県秦野市辻堂新町	西部
44	70 鈴木 聰	神奈川県相模原市相模大野	北部
45	71 一政 安芸	神奈川県横浜市中区本牧町	南部
46	72 小国 裕造	神奈川県川崎市中原区ノ坪	東部
47	73 亀井 利行	茨城県相馬郡利根川町布川	東部
48	74 辻谷 圭	神奈川県横須賀市二葉	南部
49	75 高橋 幸人	神奈川県厚木市戸田	西部
50	76 斎藤 秀之	神奈川県横浜市鶴見区中央	南部
51	77 鈴木 啓司	神奈川県横浜市栄区桂町	南部

神奈川 RB 会員分布図



# 神奈川RB規約

【神奈川・レスキューサポート・バイクネットワーク規約】

(名 称)
第1条
1. 本会は、「神奈川・レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。
2. 通称を「神奈川RB」とする。
(目 的)
第2条
本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)
第3条
本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。
(事 業)
第4条
本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。
1. 会員の訓練及び研修。
2. 会員相互の交流と親睦に関する活動。
3. 本会の広報活動と啓蒙活動。
4. 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。
5. 震災に関する情報収集、研究。
6. その他、目的を達成するために必要な事業。
(会 員)
第5条
会員は本会の目的、理念に賛同する者でなければならない。
第6条
会員となるものは本会に入会手続きを行わなければならない。
第7条
会員が退会する際、退会手続きを行わなければならない。
第8条
会員は細則に示す年会費を納入しなければならない。

# 神奈川RB規約(続)

(神奈川県議会議員会議規則)

## 第9条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

1. 本会の名誉を著しく毀損した場合。
2. 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。
3. 本会の秩序を損なう行為を行った場合。

(役員)

## 第10条

本会会員から、以下の役員を選出する。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 代表   | 1名  |
| 2. 副代表  | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名  |
| 4. 会計監査 | 2名  |

(役員の任務)

## 第11条

1. 代表は、本会の円滑な運営を行うとともに、本会を総理する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合、会務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。
4. 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

## 第12条

役員の任期は1年とする。但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第13条

役員は再任を妨げない。

(地区リーダー)

## 第14条

適宜、地区毎にリーダーを定める。

# 神奈川RB規約(続)

## (機 関)

### 第15条

本会に以下の機関を置く

1. 総会
2. 運営会議
3. 定例会議
4. 分科会
5. 事務局

## (総 会)

### 第16条

総会は、本会における最重要な課題に関する議決を行う。

### 第17条

総会は全会員によって構成される。

### 第18条

総会は毎年1回以上開催する。

### 第19条

総会は代表により、開催される。

## (運営会議)

### 第20条

1. 運営会議は本会の運営に関する諸課題の解決を図る議決を行う。
2. 運営会議の通称を「運営ミーティング」とする。

### 第21条

運営会議は役員および、各リーダーにより構成される。

### 第22条

運営会議は、必要に応じ、役員により招集される。

## (定例会議)

### 第23条

1. 定例会議は本会全体の活動・運営における諸決定と、課題抽出および解決案作成を行い、重要な課題に関する議決を行う。
2. 定例会議の通称を「定例ミーティング」とする。

### 第24条

定例会議は全会員によって構成される。

# 神奈川RB規約(続)

古事記日本 (事務局) までの手続きを経ての明示、アリヤニ営業用紙の書面を除く、(県内) 原本  
第25条

事務局は、本会運営に際し、必要な事務を行う。  
(届) お一八原駅駅内 1  
(分科会)

第26条 分科会は、担当分野の活動と運営に関する方針案の作成を行い、定例会議にて承認を得た後、方針実施を図る。  
(会議) お一八原駅駅内 1  
(会議) お一八原駅駅内 1

第27条 分科会には、リーダーをおく。  
(会議) お一八原駅駅内 1  
(会議) お一八原駅駅内 1

第28条 分科会は、実施中の活動について、適宜、定例会議にて報告を行う。  
(会議) お一八原駅駅内 1

第29条 1. 本会の会計年度は毎年1月1日より12月末日迄とする。  
(会計) お一八原駅駅内 1  
2. 本会の会計報告は総会において行われる。  
(会計) お一八原駅駅内 1

第30条 (会費等) 一旦納入された、会費、寄付金は返却しないものとする。  
(会費等) お一八原駅駅内 1

第31条 年会費は次の通りとする。  
(会費等) お一八原駅駅内 1

年会費は毎年1月に3,000円を支払うものとする。若しくは残月数に応じ  
(会費等) お一八原駅駅内 1  
月額300円を一括で支払うものとする。  
(会費等) お一八原駅駅内 1

第32条 本規約の改正は総会において承認されなければならない。  
(会議) お一八原駅駅内 1

第33条 本規約は2001年2月3日より施行する。  
(会議) お一八原駅駅内 1

# 神奈川RB運営マニュアル

本則(内規)は、規約で定めのない運用規則に付いて、本則によりこれを補うものとする。また日本国憲法・法律または条例に別段の定めがある場合は、それを適用する。

## I. 内規運用ルール(総)

本則の運用／改訂は、規約に準ずるものとするが、議決適応および改訂ルールについては、以下の様に定義する。

ただし、本則全体の運用開始にあたり、初回のみ特別ルールとして、本則「内規(案)」の状態で「総会なみの承認」を得るものとし、「I.A.1.総会並みの承認手続き」項目中の「b.電子メールによる投票」を行わず、定例会不参加メンバーに関しては、「c.郵送による投票」手続きを行うものとする。

なお、1999年3月7日開催の定例会において、「I.A.1.a.定例会における承認および暫定運用」により承認され、本「内規運用ルール」は暫定運用の開始が承認されている。このため、本「内規(案)」を「内規(暫定運用1)」と改める。

### A. 総会なみの承認

役員の進退や予算案の承認など、重要決議事項に関しては、「総会なみの承認」が必要な事項として扱い、会員の2／3以上の承認を必要とする。

本項に該当する項目については、(総)を付記し、本則該当項目の改訂についても、同様の扱いとする。枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

#### 1. 「総会なみの承認」手続きについて

以下の手続きを完了することで、「総会なみの承認」とする。

##### a. 定例会における承認および暫定運用

定例会出席メンバーにより、審議／議決を行う。

出席が不可能な場合でも、事前に委任状が提出されている場合、委任状1通を1票として扱い、賛否は議長判断とする。

なお、定例会参加メンバーと委任状によって、反対多数の場合、「総会並みの承認機構による否決」と見なし、以降の「電子メールによる投票」および「郵送による投票」を行わない。

また、定例会出席メンバー全員の賛同があった場合で、かつ出席役員の承認があれば、本議決により審議対象項目の暫定運用を行うことを可能とする。

暫定運用期間は3ヶ月以内とする。

##### b. 電子メールによる投票

定例会に出席できなかったメンバーで、電子メールアカウントのある会員(基本的にML登録メンバーを指す)に対しては、電子メールによる投票を行う。

定例会での賛成票が会員の2／3以上、または定例会にて反対多数であれば、本手続きは必要無いものとし、承認の場合のみ、結果を事務局より電子メールにて通知する。

投票に使用されるアカウントは、ML登録のアカウントのみとし、シグネチャーによる代理アカウントからの投票を認めない。

本投票の案内および集計は事務局が行う。

##### c. 郵送による投票

定例会に出席できなかったメンバーで、電子メールによる投票が不可能なメンバーについては、郵送により案内および投票を行う。

定例会における票数と、電子メールによる票数の合計により、会員の2／3以上の承認が得られた場合、または会員の1／3以上が非承認であった場合、承認の場合のみ結果を隨時郵送することとし、本投票を行わない。

本承認は、会員個人の費用負担による反対票の投票のみ行うものとし、無回答は賛成票としてカウントすることで、財政負担を軽減することとする。ただし、賛成票の投票を妨げない。

集計期間は、郵送におけるタイムラグを考慮し、案内発送後当日を含まない7日目までの到着分を有効票とし、到着票は即時開封・集計されるものとする。

# 神奈川RB運営マニュアル(続)

本集計においては、賛成票の投票を必要としないため、集計期間中に2／3以上の賛成票をカウントすることは困難となるが、反対票が1／3を超えた場合には、非承認となるため、集計作業を打ち切り、結果を定例会に通知する。

本承認の案内および集計は、事務局が行う。

## B. 役員の承認

役員の承認によって議決が可能な項目については、(役)を付記する。  
枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

## C. 運営会議の承認

運営会議の承認によって議決が可能な項目については、(運)を付記する。  
枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

## D. 定例会での承認

定例会の承認によって議決が可能な項目については、(定)を付記する。  
枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

## II. 項目追加と承認

本則に項目を追加する場合の承認方法については、運営会議に一任するものとする。

ただし、法律・条例に違反しないこと、社会道徳に添っていること、および社会通念上認められる判断を行うものとし、判断に異存がある場合、会員は運営会議に対して意義申し立てができる。

### A. 「異義申し立て」手続きについて

本則に項目を追加した場合の、運営会議における「承認方法」の決定に異存がある場合は、会員は以下に記す手続きにより「異義申し立て」を行うことができ、運営会議は「異義申し立てのあった項目の承認方法」に対して、30日以内に審議会を開催し、結果を公表するものとする。審議会には、会員の傍聴を認める。

## III. 代表(総)

規約に明記されない代表に関する事項を、本項にて明記する。

### A. 進退

職務遂行が不可能な場合を除き、任期中の退任は無いものとする。

代表に事故ある場合は、暫定処置として副代表が代行するものとし、後任人事は総会による承認事項とする。

## IV. 役員(総)

規約に明記されない役員に関する事項を、本項にて明記する。

### A. 進退

職務遂行が不可能な場合を除き、原則として任期中の退任は無いものとする。

職務継続に困難が生じた場合は、「理由書」を運営会議に提出し「総会並みの承認」を得た後、退任を可能とする。

ただし、JRB理事として選出され、その職務との兼務が困難になるなど、理由が神奈川RBの活動・運営によるもの場合は、「理由書」の提出と「総会並みの承認」を必要としない。

また、この場合の後任人事は運営会議に一任されるものとする。

### B. 罷免

会員は、「罷免要求書」を運営会議に提出し、代表および役員の罷免を要求することができる。

運営会議は、会員より「罷免要求書」を受け取った日から、30日以内に審議会を開催し、結果を公表するものとする。審議会は、会員の傍聴を認める。

神奈川RB運営マニュアル(続)

**V. 会員(運)**  
規約に明記されない会員に関する事項を、本項にて明記する。

## A. 入会手続き

入会は、「神奈川RB入会申込書」の提出と、会費納入をもって、会議／イベントへの参加時に行う。インターネットホームページまたは電子メールによる入会希望・意志表明は、会員候補者として扱い、会議／イベントへの参加を認めるが、決議事項に対する投票権はないものとする。

#### B. 退会手続き

退会手続きは、「退会届」を運営会議に提出するものとする。規約に明記の通り、既に納入した会費の返還は行わない。

C. 義務

会員は、以下の義務を負う。

- 1). 神奈川RB会員として、また防災ボランティアとして誇りを持ち、常に公正であること。
  - 2). 神奈川RB各会員との懇親に努め、無理の無い範囲で、活動には積極的に参画すること。
  - 3). 神奈川RB内の和を乱す行為や発言、および神奈川RBの名誉を傷つける行為を禁止する。

D 楊利

会員は、神奈川RBの会議または会議補助手段において、自由意志に基づいて発言し、意見交換または議論に参加することができる

E 素嘗と徵戒

神奈川BBとの賞罰を以下に明記する

1 表賞

神奈川RBとしての活動、または防災ボランティアとしての活動に関して、著しい功績を認めた場合、代表判断または運営会議における議決により、嘉賞を行うことができる

代表判断または連旨会議における議決により、報賞を行うことができる。  
報賞は、賞状授与または記念品贈呈、あるいは組み合わせにて行う。

表題は、賞状授与または記念品贈呈、あるいは組の合併などにて行う。候補者の抽出については、会員の自薦・推薦を受け付けるものとする。

## 2 罰

神奈川IRBの名誉を著しく損なう・会の運営／調和を乱すなど、会員の不適当な行為・発言に対しては、代表判断または運営会議の審議により、強制退会などの罰則を適用することがある

## E その他の会員

代表判断または運営会議における決議により、上記一般会員の他、以下の会員を認定することがある。

## 1 荣誉会员

神奈川RBの運営・活動に多大な貢献があったもの、防災・震災ボランティアとしての活動に高い評価のあった方などに対し、名譽会員として認定することがある。

## 2 贊助會員

神奈川RR活動への理解と支援をいただける他団体・個人を賛助会員として迎えることがある。

## VI. 組織運営ベーシックルール(運)

本項では、組織運営とこれに関わる会議、およびこれを補助する通信連絡に関する事項について定義する。

# 神奈川RB運営マニュアル(続)

## A. 活動方針

神奈川RBの活動／運営に関わる活動方針については、運営会議参加会員により策定され、定例会議にて発表されるものとする。

## B. ML

神奈川RBとして公式に運営するML(メーリングリスト)について以下に明記する。

### 1. 目的と種類

神奈川RBとして、目的別に以下のML(メーリングリスト)を公式に運営する。

#### A. jrbkanagawa

会員間の相互親睦を目的とした[jrbkanagawa]を運用する。

投稿に関し、論議が必要な場合は、MLでは行わず、別途定めるホームページ掲示板を利用する。

#### B. jrbkanagawa-info

会議／イベントなど主に運営会議からの通達事項や、これに対する補助的な説明用として[jrbkanagawa-info]を運用する。

### 2. ルール

ML内の意見交換・情報交換については、各会員の活発な投稿を妨げない。

ただし、一般的なMLと同様に、個人攻撃／誹謗／中傷にあたる投稿と、神奈川RBの活動／運営の和を乱すような投稿を禁止する。

該当行為については、ML管理者または他の会員から警告を行うが、度重なる警告にも関わらず本ルールが守られない場合は、当該MLメンバーのML登録を抹消することがある。

### C. ホームページ

神奈川RBとして公式に運営するホームページについて以下に明記する。

#### 1. 目的と種類

#### 2. ルール

ホームページの開設および維持管理に関しては、運用負荷が大きいため、会議開催なしに、予告なく規模の縮小／廃止／統廃合を行うことがある。

MLと同じく、掲示板内での意見交換、議論については、各会員の活発な投稿を妨げない。

ただし、MLと同様に、個人攻撃／誹謗／中傷にあたる投稿と、神奈川RBの活動／運営の和を乱すような投稿を禁止する。

該当行為については、ホームページ管理者または他の会員から警告を行うが、度重なる警告にも関わらず本ルールが守られない場合は、当該会員のアクセスを禁止することがある。

内部掲示板は、神奈川RB活動／運営に関わる補助的な会議・通信連絡または懇親の手段として設けるものである。

### D. 運営会議

神奈川RBとして公式に運営する運営会議について以下に明記する。

#### 1. 位置付け

運営会議を、神奈川RB全体の各機関が有効に機能し、個々の活動を支援できるよう会全体の運営を図る会議として位置付ける。

#### 2. ルール

##### a. 議長

議長の任命は、直前の運営会議または定例会において議長を勤めたものが、次回会議の議長を任命するものとする。

# 神奈川RB運営マニュアル(続)

## E. 定例会

神奈川RBとして公式に運営する定例会について以下に明記する。

### 1. 位置付け

定例会を、参加頻度の少ない会員でも気楽に参加でき、神奈川RBの全体の動きや活動内容が把握でき、活動へのきっかけにつながる会として位置付ける。  
また、「総会なみの承認」に次ぐ承認機関としても位置付ける。

### 2. ルール

#### a. 議長

議長の任命は、直前の運営会議または定例会において議長を勤めたものが、次回会議の議長を任命するものとする。

## F. 分科会

神奈川RBとして公式に運営する分科会について以下に明記する。

### 1. 目的と種類

神奈川RBとしての公式活動に関して、知識の修得・スキル向上などを目的として、テーマ毎に分科会を設ける。

#### a. 震災時活動研究

発災時の活動内容の検討、およびこの準備／学習に関する研究を行う。

#### b. バイク

安全運転に関する啓蒙活動、被災地での走行を想定した訓練の企画立案を行う。

#### c. 救急救命

救命・手当てのスキル向上を目的とした企画立案を行う。

#### d. 情報通信

震災時活動時の通信手段の検討、およびこれに関連した訓練の企画立案を行う。

### 2. 一般ルール

分科会は、リーダーを1名選出し、リーダーの判断の下、分科会活動の告知・実施・報告(運営会議・定例会)などを行う。

## VII. 事務連絡(運)

事務連絡については、これを事務局長に一任する。

## VIII. 広報宣伝(運)

広報宣伝は、取りまとめを事務局にて行う。

## IX. 個人活動範囲(運)

現在、この項目に関する内規は無い。

代表 : 井上 哲也  
電子メール : tinoue@cityfujisawa.ne.jp  
郵送先 : 〒221-0835  
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2  
かながわ県民活動サポートセンター  
レターケース No.81  
※宛先には必ず、  
レターケース No.81 神奈川レスキューサポートバイクネットワーク宛  
と明記ください。

TEL : 070-5203-9466 (神奈川RB専用電話)  
FAX : 045-312-1862 (かながわ県民活動サポートセンター内FAXを借用)  
※宛先には必ず、  
レターケース No.81 神奈川レスキューサポートバイクネットワーク宛  
と明記ください。

ホームページ : <http://cools.com/kanagawarb>